



資料編

1. 女川町復興計画策定委員会設置要綱

女川町復興計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災により罹災した女川町の復興に関し必要な事項を定め、災害に強く、安心して暮らせる町の復興計画を策定することを目的とする。

(所掌事務及び委員会の設置)

第2条 復興計画に関し企画立案して町長に意見を具申し、若しくは町長の諮問に応じて答申するため調査、審議する附属機関として女川町復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、会長及び副会長1人並びに委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 一般町民
- 三 県の職員

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

ただし、復興計画の推進、継続審議事項等において必要がある場合で、町長が必要と認める場合は、任期を延長できるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めて意見を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(答申)

第8条 町長から諮問された事項の調査及び審議結果は、遅滞なく町長に答申しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、復興対策室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

2. 女川町復興計画策定委員会 委員名簿

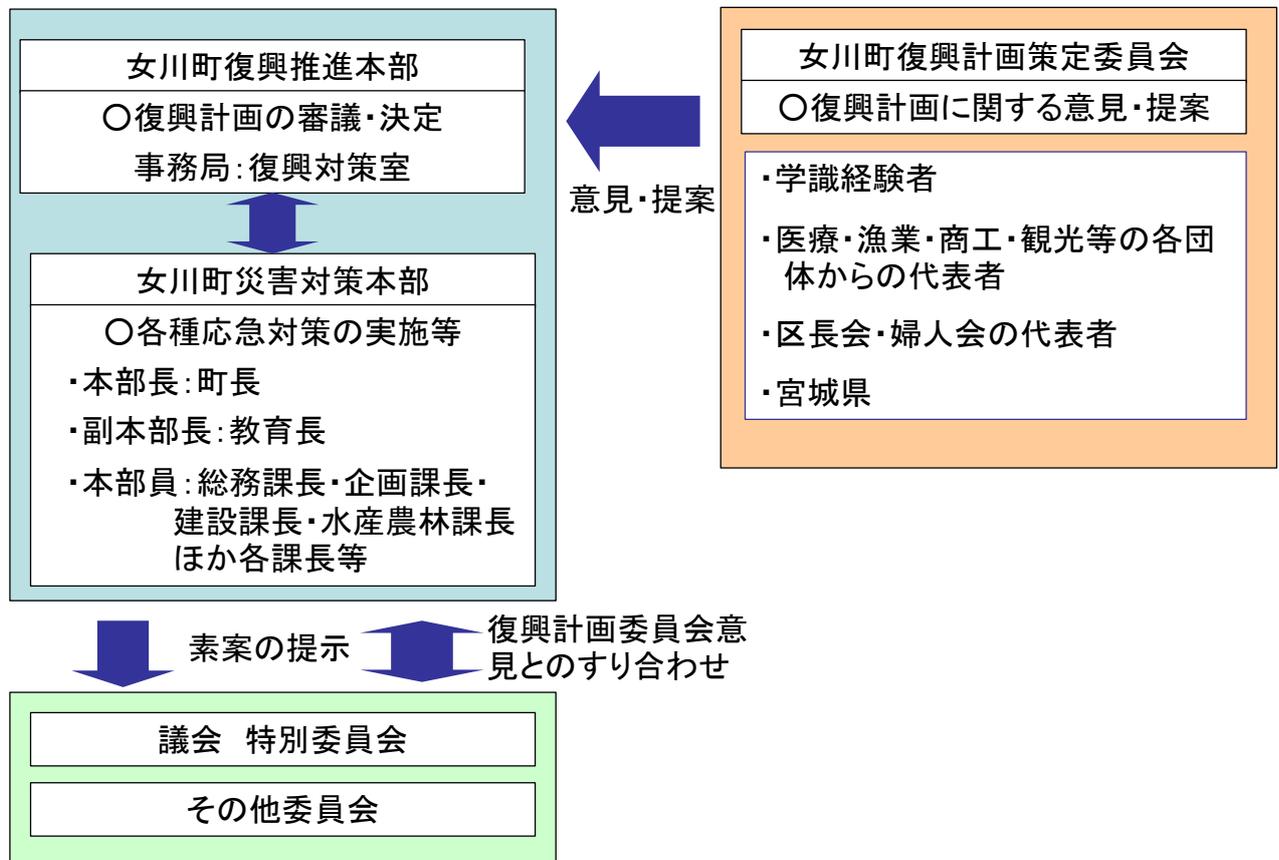
(順不同・敬称略)

No.	氏名	役職等	備考
1	すずき 木 浩	福島大学名誉教授	
2	きむら たく 郎	減災・復興支援機構理事長	
3	きじま あき 博	東北大学教授	
4	ふく とめ 邦 洋	新潟大学 災害・復興科学研究所特任准教授	
5	やま たか 隆 司	公益社団法人地域医療振興協会常務理事	
6	たか はし たか のぶ	女川魚市場買受人協同組合理事長	
7	たか はし まさ のり	女川町商工会長	
8	すずき 木 のり ゆき	女川町観光協会長	
9	あべ しょう 喜	宮城県漁業協同組合女川町支所 支所運営委員長	
10	さいとう とし み	女川町区長会幹事長	
11	よこ うち しず こ	女川町婦人会長	
12	えん どう しん や	宮城県土木部次長	

アドバイザー（学識経験者）

13	しゅ とう のぶ お	東北大学名誉教授	
14	こん の とし お	福島大学名誉教授	

3. 計画検討体制



女川町復興計画

～とりもどそう 笑顔あふれる女川町～

発行年月 平成 23 年 9 月

発 行 者 女 川 町

〒986 - 2261

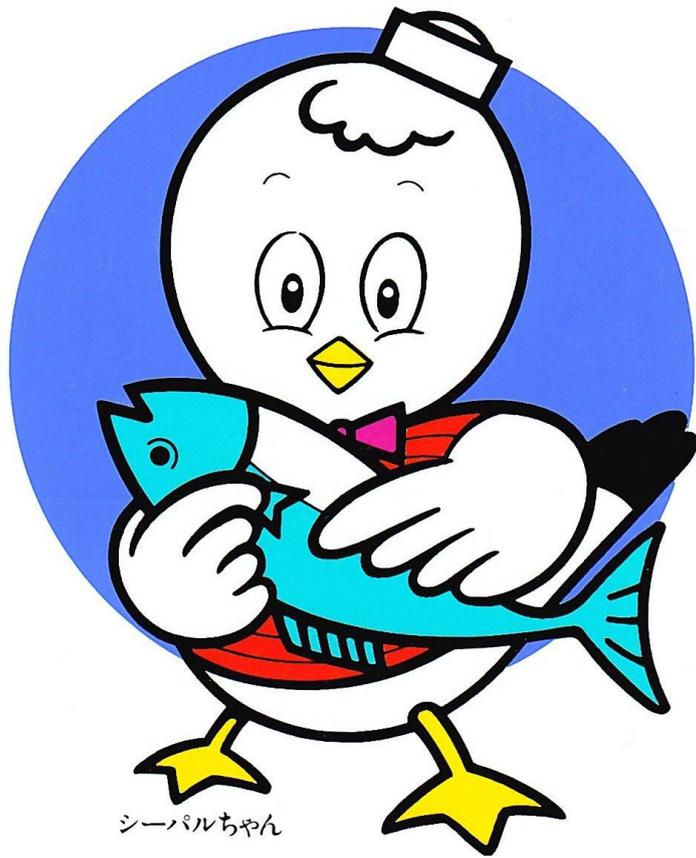
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原 316

電話 (0225) 54 - 3131 (代表)

FAX (0225) 53 - 5483

E-mail fukko@town.onagawa.miyagi.jp

URL <http://www.town.onagawa.miyagi.jp/>



とりもどそう 笑顔あふれる女川町